

# 岡山県警察職員互助会設置規程

(昭和30年8月19日警察訓令第9号)

[沿革] 昭和48年9月警察訓令第25号改正

(設置)

**第1条** 岡山県職員の共済制度に関する条例（昭和27年岡山県条例第28号）第1条の規定に基づき、岡山県警察職員互助会（以下「互助会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 互助会は、警察共済組合岡山県支部の組合員の資格を有する職員をもって組織する。

(事業)

**第3条** 互助会は、会員の相互共済及び福利増進を図るため、次条に規定する経費の範囲内において、会員及びその扶養家族の福利、厚生、医療等に関する資金の給付及び貸付を行う。

(経費)

**第4条** 互助会の経費は、会員の納付する掛金及び県から交付を受ける助成金並びにその他の収入をもってこれにあてる。

(規約)

**第5条** 互助会の規約は、互助会が別に定める。

(予算及び決算報告)

**第6条** 互助会は、毎年4月末日までに当該年度の予算及び事業計画書を、5月末日までに前年度の事業報告書及び決算報告書を警察本部長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、交付の日から施行し、昭和30年7月1日から適用する。

附 則 （昭和48年9月25日警察訓令第25号）

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。